

令和 7 年度 裾野市特定健診未受診者対策事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

裾野市では、国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とし、高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査を行っている。

本業務は、その受診率を向上させるために、受診勧奨業務を実施するにあたり、本業務委託の履行に最も適した委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)の実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度裾野市特定健診未受診者対策事業業務委託

(2) 業務内容

特定健康診査未受診者への受診勧奨に係るデータ分析、通知物作成、発送、効果検証など。

詳細は、別紙「企画提案基本仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限額

5,566,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 裾野市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日又は指名通知日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年告示第 70 号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 国際標準規格である ISMS やプライバシーマークを取得しており、個人情報等の危機管理における万全の保護体制を構築していること。
- (8) 過去 5 年間（令和元年度から令和 5 年度）に類似する受診勧奨業務（自治体以外の健診の受診勧奨業務や、自治体の特定健診以外の健診（がん検診など）の受診勧奨業務）又は、同種同業務（市町村国保の特定健診受診勧奨業務）について実績を有

する者であること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野 1059

裾野市役所健康福祉部国保年金課

電話 055-995-1814

FAX 055-995-1799

メールアドレス hoken@city.susono.shizuoka.jp

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月22日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 配布場所および受付場所

(1)の担当部署で配布するほか、裾野市のウェブサイトからダウンロードすることができる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

令和7年1月15日（水）から令和7年1月22日（水）午後5時まで ※担当課へ必着

（土曜日・日曜日及び祝日は除く。）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

※なお、郵送後、その旨電話連絡すること。

5 質疑・回答

(1) 受付期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月9日（木）午後5時必着

(2) 質疑方法

「公募内容等に関する質問書」（様式1）を使用し、持参、郵便、FAX又は電子メールにより、4の(1)記載の部署に提出すること。

※誤送信等により担当が質問を確認できないことも考えられるため、質問を提出した場合は「055-995-1814（国保年金課）」まで電話連絡をすること。

(3) 回答日時

令和7年1月15日（水）午後3時

(4) 回答方法

質問への回答は裾野市のウェブサイトに掲示し、個別には回答しない。ただし、参加資格要件に関する事項についてはその都度回答する。

6 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 企画提案書（様式3）

ウ 参考見積書（様式4）

エ 提案事業者が任意団体の場合は団体の規約及び役員一覧

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案基本仕様書のとおり、ただし、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例（平成 28 年裾野市条例第 8 号）に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル手続きにおける公開対象文書及び公開対象文書及び公開基準は別紙「情報公開基準」のとおりとする。

イ 提出のあった企画提案書等は評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時 令和 7 年 1 月 27 日（月） 午後 1 時（予定）

イ 場所 裾野市役所 地下会議室（予定）

ウ 留意事項

- ・プレゼンテーション：15 分程度、質疑応答：10 分程度
- ・ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。
- ・ヒアリングを欠席した者は、企画提案（プロポーザル）を辞退したものとみなす。
- ・実施の順番、集合時間及び待機室は、参加表明者に対して別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(4) 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、(3) の評価点が最も高い者を、契約の相手方となる候補者として選定する。ただし、総合点が満点の 60% に相当する点数未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる場合に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 参考見積書の金額が、契約上限額を超えているとき

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市のウェブサイトにおいて公表する。

- (1) 契約の相手方となる候補者の名称及び総合点
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

9 契約手続

- (1) 契約の相手方となる候補者として選定された者と裾野市との間で、業務内容、経費等について調整を行った上で、協議が整った場合に、契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合において、次順位者を契約の相手方となる候補者とする。

10 留意事項

- (1) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式5）により届出ること。
- (2) 企画提案書等の提出は1者につき1件とする。
- (3) 参加表明書等の提出後は企画提案書及び参考見積書の差替、訂正、再提出は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。
- (4) 参加表明書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、企画提案基本仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 スケジュール

時期	内容
令和7年1月9日（木）	質問書提出締切
令和7年1月15日（水）	質問書の回答公開
令和7年1月22日（水）	参加表明書及び企画提案書提出締切
令和7年1月27日（月）	プレゼンテーション及びヒアリング （受託候補者の選定）
令和7年2月中旬	受託候補者の決定
令和7年3月中旬	契約締結
令和7年4月1日（火）	事業開始